

東浦町更生保護女性会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに犯罪予防活動を行い、明るく住みよい地域社会の構築に寄与することを目的とする東浦町更生保護女性会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町更生保護女性会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、活動に必要な事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないとする事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する事業に必要な経費の2分の1以内の額及び愛知県更生保護女性会連盟会費等負担金を合算した額を限度として予算の範囲内において定める額とする。ただし、慶弔費、交際費、懇親会費等社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金の交付対象としない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。